

総社市水道料金等収納事務のコンビニエンスストアへの委託に関する規程をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市水道事業管理規程第2号

総社市水道料金等収納事務のコンビニエンスストアへの委託に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条及び総社市水道事業会計規程(平成26年総社市水道事業管理規程第1号)第4条の2の規定に基づき、水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料及び浄化槽使用料(以下「水道料金等」という。)の収納事務を、コンビニエンスストア本部及び料金収納代行サービス会社(以下「コンビニ本部等」という。)に委託することについて必要な事項を定めるものとする。

(委託の基準)

第2条 水道事業管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)がコンビニ本部等に収納事務を委託する際の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 水道料金等の収入の確保及び市民の便益の増進に確実に寄与すると認められること。
- (2) 収納事務を遂行するための十分な能力と信用を有していること。
- (3) 収納した水道料金等を安全に保管することができることと認められること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める条件を備えていること。

(委託契約の締結)

第3条 市長は、前条の基準を満たし、適当と認めるコンビニ本部等に収納事務を委託するときは、契約を締結しなければならない。

(水道料金等の収納方法)

第4条 収納事務の委託を受けたコンビニエンスストア本部(以下「コンビニエンスストア本部」という。)は、全国に所在する直営店及びフランチャイズ加盟店(コンビニエンスストア本部とエリアフランチャイズ契約を締結しているエリアフランチャイザーと加盟店契約を締結している加盟店を含む。以下「取扱店」という。)において、市長の発行する次に掲げる納入通知書等に基づき、水道料金等を現金で収納しなければならない。

- (1) 水道料金等に係る納入通知書
- (2) 水道料金等に係る督促状
- (3) 水道料金等に係る口座振替不能通知書

2 取扱店は、前項の納入通知書等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該納入通知書等に係る水道料金等を収納してはならない。

- (1) バーコードの印字がないもの
- (2) バーコードの読取りが不可能なもの
- (3) 金額、氏名その他の記載事項が訂正され、改ざんされ、又は不明瞭なもの

3 取扱店は、水道料金等を収納したときは、領収書に領収日付印を押し、これを納付者に交付しなければならない。

4 コンビニエンスストア本部は、取扱店において収納した水道料金等を速やかに収納事務の委託を受けた料金収納代行サービス会社(以下「料金収納代行サービス会社」という。)に振替送金しなければならない。

(水道料金等の払込方法)

第5条 料金収納代行サービス会社は、前条第4項の規定により振替送金された水道料金等を市長の指定する期日までに総社市水道事業出納取扱金融機関に払い込まなければならない。

2 料金収納代行サービス会社は、前項の規定により水道料金等の払込みをするときは、その都度内容を示す収納データを市長に提供しなければならない。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。